

救急救命士が業務を行う場所について

○救急救命士法(平成3年法律第36号)(抄)

第四十四条 救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない。

2 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定めるもの(以下この項及び第五十三条第二号において「救急用自動車等」という。)以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。

→ 重度傷病者を搬送した後は、医師等への引継ぎが終わるまでの間であっても、救急用自動車等以外の場所で救急救命処置を行うことはできない。一方、救急隊員としての応急処置であれば、救急用自動車等以外の場所でも行うことができる。

救急救命士による救急救命処置

(平成四年指第十七号「救急救命処置の範囲等について」改正:平成二十一医政指発0302001)

一般人として可能	医師の包括的な指示	医師の具体的指示 (特定行為)
<ul style="list-style-type: none">・自動体外式除細動器による除細動*・用手法による気道確保・胸骨圧迫心マッサージ・呼吸吹き込み法による人工呼吸・圧迫止血・骨折の固定・ハイムリック法及び背部叩打法による異物の除去・体温・脈拍・呼吸数・意識状態・顔色の観察・必要な体位の維持、安静の維持、保温	<ul style="list-style-type: none">・経口エアウェイによる気道確保・バッグマスクによる人工呼吸・酸素吸入器による酸素投与・気管内チューブを通じた気管吸引・特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持・口腔内の吸引・経口エアウェイによる気道確保・バッグマスクによる人工呼吸・酸素吸入器による酸素投与・気管内チューブを通じた気管吸引・自動体外式除細動器による除細動*・用心肺バイパス装置による人工呼吸・心電計の使用による心拍動の観察及び心電図伝送・鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去・経鼻エアウェイによる気道確保・パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定・ショックパントの使用による血圧の保持及び下肢の固定・自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫心マッサージの施行	<ul style="list-style-type: none">・精神科領域の処置・小児科領域の処置・産婦人科領域の処置・自動体外式除細動器による除細動*・自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリン投与・聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取・血圧計の使用による血圧の測定・心電計の使用による心拍動の観察及び心電図伝送・鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去・経鼻エアウェイによる気道確保・パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定・ショックパントの使用による血圧の保持及び下肢の固定・自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫心マッサージの施行・特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持・口腔内の吸引・経口エアウェイによる気道確保・バッグマスクによる人工呼吸・酸素吸入器による酸素投与・気管内チューブを通じた気管吸引・自動体外式除細動器による除細動*・用心肺バイパス装置による人工呼吸・心電計の使用による心拍動の観察及び心電図伝送・鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去・経鼻エアウェイによる気道確保・パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定・ショックパントの使用による血圧の保持及び下肢の固定・自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫心マッサージの施行・精神科領域の処置・小児科領域の処置・産婦人科領域の処置・自動体外式除細動器による除細動*・自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリン投与・乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液・食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク及び気管内チューブによる気道確保・エピネフリンを用いた薬剤の投与

救急隊員である救急救命士が行うことのできる応急処置

救急救命処置